

とうまの議会



205号の主な内容

P 2	町政を問う（一般質問）
P 8	議案の審議
P11	議員研修会
P12	意見書（地方の声を国政の場へ）
P14	第3回臨時会
P16	議案審議の結果
P17	議案の採決結果
P18	議会のうごき

No. **205**
2025（令和7）年
8月

当麻小学校 運動会



令和7年 第2回定例会

令和7年第2回定例町議会は6月19日に招集され会期1日間で開かれました。

今定例会は、町長の行政報告、3議員からの一般質問につづき、条例の改正6件、工事請負契約の締結3件、財産の取得1件、補正予算5件、報告4件、意見案2件の審議を行いました。

なお、今号では第3回臨時会（5月1日開催）についてもお知らせします。

（議案審議結果は16ページをご覧ください。）



ここが
聞きたい

町政を問う！

第2回定例会において、上杉、西川、加藤の3議員が一般質問を行い、町長の考えを尋ねました。（要旨にて掲載）

一般質問と答弁（再質問を除く）の全文を当麻町ホームページ「当麻町議会」の中に掲載していますのでご覧ください。



このQRコードからアクセスすると
カラーで見ることができます。

当麻町ホームページ／当麻町議会
<http://town.tohma.hokkaido.jp/parliament>





Q 当麻町の人口減少と対策

A 空き家の活用や移住施策について推進

上杉 達則 議員

問 上杉議員
当麻町の人口は、昭和30年の1万4,226人をピークに、年々、減少傾向にあり、直近では6,000人を割り込んでいます。本町だけではなく、

全国的に人口減少は進んでいて、各方面で対策が講じられているところですよ。

本町でも、人口の自然減が続いているものの、近年では定住・移住促進を目的とした分譲地を造成し、人口の社会増につながりますが、一定の効果を上げていますが、その分譲地も残り少なくなっています。

持続可能なまちづくりを進めるうえで、どのような施策を考えているのか、次の分譲地の造成を考えているのか。

答

村椿町長

人口減少問題につきましては、日本全体の課題であり国では、様々な施策を実施しており、本町におきましても、第6次当麻町総合計画のまちづくり

テーマとして「人・夢・心がつながるまち とうま」を掲げ、安心して暮らせるまちづくりを実施しています。

宅地造成事業であります。当麻町土地開発公社が実施主体で、令和4年度より「ハートフルタウンとうま第2期」61区画を分譲し、現在、残区画は4区画となっております。町外からの購入者が6割ほどとなっております。人口増の一定の成果を上げています。

持続可能なまちづくりの住宅施策として、既存の団地など空き家が存在する状況のなかで、空き家を解体して町産木材を活用し住宅を新築する方に「未来へつなぐ宅地循環促進事業」を令和3年度から実施し5件の方に利用していただいています。人口減少に伴う空き家件数は、今後においても増加していくものと考えており、管理されない空き家を減らし、新たな空き家をつくらないうために、本年度より地域活性化起業人制度を活用して空き家の活用や移住施策について推進しています。

空き家の把握・相談から利活

議会を傍聴しましょう

- 町議会の定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開かれます。

次の定例会は9月です。
お気軽にお越しください。

答

村椿町長

地域活性化起業人の方と組んで、今ある空き家を次の方が住むサイクルをつくっていき

問

上杉議員

今後、思い切った政策を行わないと、人口減少に歯止めをかけるというのは難しい状況にあると思うが、町長は今後どのような考えでいるのか。

用に繋げ、住宅建設希望者や移住希望者へのマッチングを行うことにより、まちの賑わいや市街地の空洞化など対策を実施しており、大規模な宅地造成は考えていません。

Q

冬季間に於ける 防災避難訓練の実施について

A

冬季の訓練については、

検討

西川 泰弘 議員

問

西川議員

平成30年の胆振東部地域を襲った最大震度7の地震と、それに端を発した、全道全域に及んだ大規模停電は、本町に於いても2日間にわたる停電を経験し、現在も鮮明に記憶に残っているところであり、厳冬期でなかったことが救いでありました。

本町は平成31年に地域防災計画を改定し洪水ハザードマップを改定、現在、その内容や災害時の対応等の説明について町民に向け防災研修を実施されており、更に令和5年には地域防災拠点施設防災備蓄保管倉庫が完成するなど、災害時に備えた体制確立が進められ、町民の防災意識向上に取り組まれていると



ところであります。

しかし本町では、今日まで公な防災避難訓練は実施されておられません。防災研修と共に実際に防災避難訓練を実施する事で、実施しないと気付かない具体的

な避難方法、避難所での生活などでの様々な問題点や課題が浮き彫りにされてくるものと考えます。昨今は高齢者や一人暮らしの方々、支援を要する方々が増えており、避難時の支援方法等対応の仕方についても具体的に見えてきて、実際の災害時にも円滑な避難誘導支援等につながると思います。

まずは一度、防災備蓄保管倉庫の各防災グッズや非常食等を使用し、厳冬期の停電を想定した冬季間防災避難訓練を実施されてはと思いますが町長の考えを伺います。

答

村椿町長

防災避難訓練を実施するには、地域防災計画に定める対策に沿った、実効性のある訓練とする必要があると考えており、まずは、住民の防災意識の向上を目的に、令和4年度より、各行政区に対し、防災研修の開催を呼びかけ、開催の要望があった行政区には、町総務課職員である防災監が出向き、丁寧に説明を行っている所です。

この研修は図上訓練と位置づけ、災害が発生し住民が避難を

する際には、誰と、どの手段で、どういう経路で避難をするのかを考えていただき、また、避難行動に必要な、自主防災組織の重要性を認識し、住民それぞれの役割分担に基づき行動をすること、で、「自助」、「共助」の考えによる、住民の多様性や主体性に沿った避難行動がとれるものです。

年1回、毎年度、防災研修を実施していただけるよう、行政区に呼び掛けているところですが、現在までに、6行政区での研修実施にとどまっている状況であり、まずは1回目の開催を、



1回開催したら、2回目、3回目の開催をしていただくよう、今後も呼び掛けていく必要があります。

冬季間における防災避難訓練の実施についてですが、冬季は夏季に比べ、視界不良、路面凍結、寒冷等の状況が付加され、夏季避難行動の応用的な訓練となることから、夏季における避難行動を習得後、冬季の訓練については、検討すべきものと考えます。

また、防災避難訓練の実施については、モデル地区として、特定の行政区での実行動訓練を実施し、そこで得られた成果や課題を生かし、規模を拡大していく、スモールスタートの手法も有効であると考えられます。

避難行動は、段階的な訓練による成果の積み上げであり、図上訓練から実動訓練へ、避難時の炊き出し、避難所開設、備蓄品提供に対応する職員の資質向上、一つ一つを積み上げていくことで、災害時における対応力の向上、被害の軽減に繋がるものと認識しています。

実行動を伴う訓練を行う際に

は、参加する住民の理解が必須で、住民参加型の訓練の実施による災害対応への実効性向上を目指し、今後においても、意識啓発を継続していきます。

問 西川議員

洪水ハザードマップが、今年度7年目になるが、ダムが満水によって放水避難指示が出た場合、現段階の避難所でないのか。立地条件によっては、危険だという部分もあるのではないか。

答 村椿町長

避難先を定めておかないと混乱しますので、状況を見定め、違う場所に誘導していくことも十分考えられます。日頃からの図上訓練、防災研修はケース・バイ・ケースで変わってきますので、地域の皆さんと一緒に学びを深めていき

たい。



Q 新聞報道による
水道料金について

A 急激な負担増にならないよう
最大限配慮

加藤 功 議員



問 加藤議員
北海道新聞（2025年1月10日付）で発表された一般社団法人水の安全保障戦略機構の試算によると、道内で想定される水道料金の値上げ率が高い

自治体はトップが当麻町で、2046年度までに値上げ率が274%で1万7,156円と試算されています。

町では2019、2020年で15億円かけて浄水場を更新したことが数値を押し上げられた要因とみているようです。

道新の取材に町は、「機械的なシュミレーションで数字が独り歩きすると誤解を与える、町民の負担となる値上げは簡単にできない」とコメントしています。

今後、水道管の更新も必要となり、水道事業維持のための料金の値上げは避けられない状況だと考えます。

しかしながら、町民の生活は、物価の高騰、長年にわたって賃金が上がらず、年金は減り、消

費税増税と社会保障の負担増が繰り返され、苦しくなっています。

水道料金値上げを抑制するための対策を考えておられるのか町長に伺います。

答

村椿町長

一般社団法人「水の安全保障戦略機構」などが公表した、2046年度時点で水道事業が赤字にならないための料金値上げが必要な事業体数、改定料金額、値上げ率などの試算値を基に、本年1月10日発行の北海道新聞に水道料金値上げに関する記事が掲載されました。

記事によりますと、道内で水道事業を担う89の事業体のうち、88の事業体が今後約20年間で水道料金の値上げを迫られる可能性があり、2046年度時点での値上げ率が高い上位10事業体が公表されたものです。

その中でも、本町は値上げ率が道内最高の「27.4%」と報道されており、記事を目にされた多くの町民の方が不安に感じられていることとご推察いたします。

報道にありました値上げ率の

試算に使用された基となります。データは、公益財団法人日本水道協会発行の「水道統計」における、令和元年度、2年度、3年度版数値による経営状況からの費用試算と、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口」による収入試算が基となっています。

本町では、平成30年度及び令和元年度の2カ年事業で約15億600万円を投じて浄水場を整備しており、そのうち令和元年度では約10億7,300万円の決算であり、財源としては、国・道からの補助金で約2億3,130万円、企業債の借入で4億2,040万円、一般会計からの繰入で約4億2,050万円となっています。

また、「日本の地域別将来推計人口」では、2046年度時点での当麻町の人口が3,850人と推計されており、現人口の4割程度、減少すると見込まれています。

「値上げ率の試算データを使用した年度の直近で大規模投資を行った場合は、値上げ率が

きくなるなど、実態を反映しない場合がある。」とのことを前提に、新聞報道されてはいるものの、本町にとりましては、まさしく、機械的に試算された数字が一人歩きしており、町民の方々に誤解を与えている状況であると考えています。

値上げ率が「27.4%」と大きくなった要因としては、令和元年度から3年度までの平均値が引用されており、本町では大規模事業を行った期間でもあります。

通常年であれば、1億から3億円弱の事業費のところ、試算数値では、年平均、5億から6億円程度の建設改良費が設定されていると思われる、更には、2046年度までの間、毎年度4%の物価上昇が上乘せされた費用算出であります。

建設改良費が高く設定されたことにより、翌年度からの施設管理に関する費用のうち、減価償却費、施設修繕費や、企業債償還利息額などが機械的に計算され、現状と比べ相当額の乖離が生じてくることとなります。

要因の二つ目は、人口減少率

を見込んだ水道料金収入の減少です。本町は約4割程度、人口減少が進むと仮定した試算ですが、社会増を目指して様々な事業を展開している本町としては、今後20年間における人口減は不透明な部分が大いにあると考えています。

三つ目の要因としては、水道事業は元来、「独立採算制」で運営されるべき会計のため、国庫及び他会計からの補助金収入を「ゼロ」として試算されています。

以上、三点の大きな要因があり、値上げ率「27.4%」との報道がされましたが、値上げ率算定において、不確かな部分が非常に多いものであると考えています。

しかしながら、現状として、老朽化した配水管など、計画的な施設改修を行わなければならないことも事実であります。

健全な事業経営を長期的に行っていくためには、水道料金の値上げは避けては通れない事実であり、現在の水道料金は令和2年度の改定から5年が経過し、見直しの検討が必要となる時期

でもあります。

料金改定を行う際には、社会情勢を注視し、中・長期的な視点での経営運営を基本にコスト抑制に努め、更には、高料金対策として一般会計からの補助金を入れて水道事業の健全経営を行い、町民皆様の急激な負担増にならないよう最大限配慮するとともに、改定時期を見極めていきたいと考えています。

問

加藤議員

全国的に水道の民営化の話があるが、町長はどのように考えているのか。

答

村椿町長

水道の施設の民営化です

Q

ハラスメントについて

A

働きやすい職場づくりに

つとめたい

加藤 功 議員

問

加藤議員

大きな社会問題となっているハラスメントは、身体的・

が、命と健康に関わるこの「水」というものを、民間サービスに委ねて良いものか疑問がありますので、情報収集をしながら勉強していきたい。



す、上下関係に乗じて支配しようとする、私的な事に過度に立ち入るなど、様々な形態で人を傷つけ、痛めつけ、うつ病や退職に追い込んだり、命さえ奪ったりすることもあり、決して許されない行為です。

町長のハラスメントに対する認識を伺います。

答

村椿町長

職場におけるハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つけるだけでなく、職場環境を害し、就業意欲の低下や、人間関係の悪化を招くことが危惧され、決して許されない行為であり、ハラスメントが発生しづらい職場づくりをすることは、大変重要なことです。

国では、労働施策総合推進法において、パワーハラスメント防止措置として、国、事業主、労働者の責務を明記し、本町も、職場におけるハラスメント発生防止のため、雇用管理上、講ずべき措置義務の適用を受けています。

本町では「当麻町役場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」を策定し、職場にお

けるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の防止及び排除のため、職員一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、対等なパートナーであることを意識し、所属長及び職員のハラスメント防止のための責務、相談または苦情等に対応する「相談等窓口」及び「ハラスメント防止対策委員会」の設置、プライバシーの保護、加害者に対する懲戒処分等の措置について、要綱を定め、毎年、全職員へ周知をしています。

また、「カスタマーハラスメント」対策についても、雇用管理上の措置義務とするよう、法改正の議論が、国で行われている所であり、職員を守るための措置が、今後必要となります。良好な職場環境をつくることは、より良い住民サービスにも直結することですから、今後においても不断の努力を行い、働きやすい職場づくりにつとめたいと考えています。



条例

当麻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

当麻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

いずれも、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、これに準じ改正を行うものです。

3歳未満の子を養育する職員に対し、子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう、新たに規定する、労働者が就業しつつ、子を養育することを容易にするための、新たな休暇措置を規定するなど、改正を行うものです。

なお、いずれの条例も、令和7年10月1日から施行し、それぞれの条例の一部改正に伴う経過措置について、附則に規定します。

当麻町税条例の一部を改正する条例について

令和7年3月31日に公布の、地方税法、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。

【町民税】

- ① 公示送達方法に係る総務省令改正に伴う規定の整備
- ② 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）に係る規定の改正

【固定資産税】

- ① 大規模修繕を行った特定マンションに対する固定資産税の減額措置規定の改正

【軽自動車税】

- ① 軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の車両区分見直しに係る規定の整備
- ② 道路交通法の改正により個人番号カードに運転免許に係る情報を記録することが可能となったことに伴う減免規定の改正

【たばこ税】

- ① 加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式を当分の間見直す特例規定の整備

※その他、地方税法の改正等に伴う条文の整備

なお、この条例は公布の日か

ら施行し、附則において改正規定ごとに施行日を定めており、令和7年4月1日から適用されます。

当麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

当麻町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

内閣府令の一部を改正する府令、厚生労働省令の一部を改正する省令が改正されたことに伴い、本条例を改正するものです。

特定地域型保育事業者、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施で、連携施設の確保が著しく困難な場合の、連携施設による保育内容支援の実施規定の適用除外について、保育内容支援連携協力者の定義についてなどをそれぞれ新たに規定し、附則では、連携施設の確保に関する経過措置を5年延長し、そのほか、引用条項等の整理を行うものです。

なお、いずれの条例も、公布の日から施行し、令和7年4月

1日から適用します。

当麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法施行令の一部改正に伴い課税限度額及び低所得者軽減判定所得額の改正や国民健康保険の税率等の改正を行ないました。

前年度との比較では、医療給付費分と後期高齢者支援金分の課税限度額の引き上げで、中間所得層の負担の緩和を図っています。

また、基礎課税額の税率の改正では、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額をそれぞれ改めています。

低所得者に係る保険税の減額では、軽減判定所得の基となる被保険者数に乘じる金額を改めるほか、税率の改正に伴い、低所得者と未就学児の減額規定を改めるものです。

なお、今回の改正については、国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、承認を得ています。

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。

国民健康保険税率改正表

項 目			医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		
			現 行	改 正	現 行	改 正	現 行	改 正	
基 礎 控 除 額			円	円	円	円	円	円	
			430,000	現行どおり	430,000	現行どおり	430,000	現行どおり	
課 税 限 度 額			650,000	660,000	240,000	260,000	170,000	現行どおり	
税 率	所 得 割		6.8/100	7.2/100	2.5/100	2.0/100	1.8/100	現行どおり	
	資 産 割		5.2/100	3.5/100	1.3/100	0.9/100	0.6/100	0.4/100	
	均 等 割		28,000	29,500	9,400	9,000	9,800	9,200	
	平 等 割	特定世帯及び 特定継続世帯以外	29,000	現行どおり	9,400	9,000	7,800	7,200	
		特 定 世 帯	14,500	現行どおり	4,700	4,500			
		特定継続世帯	21,750	現行どおり	7,050	6,750			
低 所 得 者 軽 減 額	7 割	均 等 割（一人につき）		19,600	20,650	6,580	6,300	6,860	6,440
		平 等 割（一戸につき）	特定世帯及び 特定継続世帯以外	20,300	現行どおり	6,580	6,300	5,460	5,040
			特 定 世 帯	10,150	現行どおり	3,290	3,150		
			特定継続世帯	15,225	現行どおり	4,935	4,725		
	5 割	均 等 割（一人につき）		14,000	14,750	4,700	4,500	4,900	4,600
		平 等 割（一戸につき）	特定世帯及び 特定継続世帯以外	14,500	現行どおり	4,700	4,500	3,900	3,600
			特 定 世 帯	7,250	現行どおり	2,350	2,250		
			特定継続世帯	10,875	現行どおり	3,525	3,375		
	2 割	均 等 割（一人につき）		5,600	5,900	1,880	1,800	1,960	1,840
		平 等 割（一戸につき）	特定世帯及び 特定継続世帯以外	5,800	現行どおり	1,880	1,800	1,560	1,440
			特 定 世 帯	2,900	現行どおり	940	900		
			特定継続世帯	4,350	現行どおり	1,410	1,350		
未 就 学 児 軽 減 額	均 等 割（児童一人につき）		7割軽減世帯	4,200	4,425	1,410	1,350		
			5割軽減世帯	7,000	7,375	2,350	2,250		
			2割軽減世帯	11,200	11,800	3,760	3,600		
			低所得者軽減の ない世帯	14,000	14,750	4,700	4,500		



契 約

工事請負契約の締結について
（あかしや団地道路整備工事）

あかしや団地道路における、あかしや3号道路ほか2路線の改良舗装及び排水改修を施工するものです。

入札の結果、平井建設工業株式会社が、6,556万円で落札し仮契約を締結、地方自治法及び町条例の規定により、議決後、本契約を締結します。

工事請負契約の締結について
（葬斎場外部改修工事）

葬斎場建物の外部改修で、屋上防水、外壁塗装、タイル補修等を施行するものです。

入札執行の結果、石川建設株式会社、5,797万円で落札し仮契約を締結、地方自治法及び町条例の規定により、議決後、本契約を締結します。

工事請負契約の締結について
（防災拠点情報通信整備工事）

現在のIP告知放送をFM告知放送へ変更し、公民館まとま

いる屋上に設置している屋外スピーカーをより広範囲に吹鳴するスリムスピーカーに変更するものです。

入札執行の結果、有限会社中西電設が、5,277万8千円で落札し仮契約を締結、地方自治法及び町条例の規定により、議決後、本契約を締結します。



財産

財産の取得について

10月から実証運行するデマンド交通の車両を購入するものです。

取得するのは、日産キャラバン送迎タイプ2台、乗用定員は10人で、旭川日産自動車株式会社永山店から、930万円で購入します。



補正予算

令和7年度当麻町一般会計補正予算(第2号)

現行の予算に6,167万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ

84億9,255万2千円としました。

◎補正の主な内容

職員のスケジュール管理や公用車の予約管理等システムのサービス、ワードやエクセルなどのマイクロソフト社が提供しているオフィスシステムサポートの終了に伴う、後継システムの確定により、電算整備事業費を増額し、電算管理事業費を減額、デマンド交通導入事業では、乗降場所の看板作成費用、車輛ラッピング費用の増による増額、農業振興費では、補助金の事業採択に伴い、麦・大豆生産技術向上事業費を増額、幼稚園費では、実施設計の完了により、事業費が確定したことによる増額、まちづくり基金管理事業では、令和6年度分のまちづくり寄附(ふるさと納税)が予算額を上回る寄附額となったため基金積立金を増額補正しました。

令和7年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)

現行の予算に563万3千円を増額し、歳入歳出それぞれ8

億8,613万3千円としました。

◎補正の主な内容

マイナンバーカード保険証に関するリーフレットの作成印刷製本費を増額、納付金額の確定により国民健康保険事業費納付金を増額、特定保健指導の事業追加により、運動指導事業委託料などを増額補正しました。

令和7年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第1号)

現行の予算に749万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億5,499万5千円としました。

◎補正の主な内容

4月の人事異動に伴い、給料手当、共済費をそれぞれ増額補正しました。

令和7年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第1号)

現行の予算に3,606万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ12億1,466万9千円としました。

◎補正の主な内容

4月の人事異動に伴い、給料手当をそれぞれ減額、諸支出金の償還金で、前年度介護給付費及び地域支援事業費の確定による国等の交付金精算に係る返還金を増額補正しました。

令和7年度当麻町水道事業会計補正予算(第1号)

現行の資本的収入及び支出の総額に50万円を追加し、資本的収入で1億9,345万6千円、資本的支出で3億3,682万4千円としました。

◎補正の主な内容

漏水による5丁目道路の2線配水管更新工事を増額、1条道路配水管更新工事を、翌年度へスライドしたことにより減額補正しました。



報告

令和6年度当麻町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和6年度内に事業が完了できなかった大雪消防組合当麻消防署単独経費負担事業について、4,634万6千円を令和7年

度に繰越するための計算書が議会に報告されました

令和6年度当麻町水道事業会計予算繰越計算書について

令和6年度内に事業が完了できなかった愛別ダム堰堤改良負担金事業について、33万1千円を令和7年度に繰越するための計算が議会に報告されました。

令和6年度当麻町公共下水道事業会計予算繰越計算書について

令和6年度内に事業が完了できなかった旭川広域圏下水道建設負担金事業について、335万3千円を令和7年度に繰越するための計算書が議会に報告されました。

当麻町土地開発公社の経営状況について

当麻町土地開発公社の経営状況を説明する資料が、地方自治法の規定により議会に報告されました。

北海道町村議会議員研修会

令和7年度の北海道町村議会議員研修会が7月8日に札幌コンベンションセンターで開催されました。

今回は、「地方議会における議員の多彩化に向けて―地域社会の「鏡」としての議会を考える―」と題して西南学院大学法学部教授の勢一智子氏、「人口減少社会を生き抜くために」と題して人口戦略会議副議長の増田寛也氏の講演を受け帰庁しました。



増田 寛也 氏



勢 一智子 氏





意見書

地方の声を 国政の場へ

第2回定例会で意見書を可決し、内閣総理大臣ほか各関係省庁などに提出しました。内容は下記のとおりです。

ゼロカーボン北海道の実現に資する

森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

当麻中学校 体育大会



綱引き



長縄跳び



地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも対応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. 地域医療を確保するため、公立病院を含めた医療機関への財政支援と必要な財源を確保すること。
3. 子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
4. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
5. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
6. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
7. 会計年度任用職員においては今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
8. 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。
9. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
10. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
11. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
12. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

令和7年 第3回臨時会 (5月1日開催)

第3回臨時会において、委員会構成が決定しました。また、財産の取得2件、補正予算1件について審議しました。(議案審議結果は16ページをご覧ください。)

委員会構成決まる

令和7年第3回臨時会が5月1日に招集され、後期の委員会構成が決定しました。議会は、町民一人一人の思いや声を町政に反映させ、町発展のため更に努力して参ります。今後とも、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長 中 港 勝
副議長 澤 田 なぎさ

常任委員会

総務文教

委員長 上 杉 達 則
副委員長 西 川 泰 弘
委員 片 原 康 夫
" 深 谷 俊 文

産業福祉

委員長 岸 山 尚 弘
副委員長 加 藤 功
委員 善 光 英 治
" 澤 田 なぎさ
" 餌 取 秀 信

議会運営委員会

委員長 餌 取 秀 信
副委員長 片 原 康 夫
委員 澤 田 なぎさ
" 上 杉 達 則
" 岸 山 尚 弘

議会報編集特別委員会

委員長 西 川 泰 弘
副委員長 餌 取 秀 信
委員 上 杉 達 則
" 岸 山 尚 弘

ICT活用特別委員会

委員長 餌 取 秀 信 委員 片 原 康 夫
副委員長 上 杉 達 則 " 岸 山 尚 弘
" 深 谷 俊 文



財産

財産の取得について

(除雪ドーザ)

平成20年度から使用しています除雪ドーザを、経年による能力低下や修繕経費の増加により更新します。

取得するのは13トン級で、マルチプラウを装着し、エンジンの最大出力は129キロワットで、北海道川崎建機株式会社旭川支店から4,793万8千円で購入します。

財産の取得について

(車載式小型散布機)

平成17年度から使用しています車載式小型散布機を、経年による能力低下や修繕経費の増加により更新します。

取得するのはホッパ容量が1.5m³のベルトコンベア式散布機で、北海道川崎建機株式会社旭川支店から726万円で購入します。



補正予算

令和7年度当麻町一般会計 補正予算(第1号)

現行の予算に1,587万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ84億3,087万6千円となりました。

◎補正の主な内容

電子決裁導入に伴い各書類の確認作業等に使用する職員のパソコンモニターの購入経費を増額、公共施設LED設備整備事業に係る事業費を増額、認定農業者の産地競争力強化、生産の効率化を目的とした補助金の採択により農業振興費等を増額補正しました。



当麻小学校 運動会



玉入れ



南中ソーラン



綱引き



WBC2025



徒競走

議案審議の結果

第 3 回 臨時会

事件番号	件 名	結 果	議決月日
議 案 第 1 号	財産の取得について（除雪ドーザ）	原案可決	5月1日
議 案 第 2 号	財産の取得について（車載式小型散布機）	原案可決	
議 案 第 3 号	令和7年度当麻町一般会計補正予算（第1号）	原案可決	

第 2 回 定例会

事件番号	件 名	結 果	議決月日
議 案 第 1 号	当麻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	6月19日
議 案 第 2 号	当麻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 3 号	当麻町税条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 4 号	当麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 5 号	当麻町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 6 号	当麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 7 号	工事請負契約の締結について（あかしや団地道路整備工事）	原案可決	
議 案 第 8 号	工事請負契約の締結について（葬斎場外部改修工事）	原案可決	
議 案 第 9 号	工事請負契約の締結について（防災拠点情報通信整備工事）	原案可決	
議 案 第10号	財産の取得について	原案可決	
議 案 第11号	令和7年度当麻町一般会計補正予算（第2号）	原案可決	
議 案 第12号	令和7年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	原案可決	
議 案 第13号	令和7年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第1号）	原案可決	
議 案 第14号	令和7年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議 案 第15号	令和7年度当麻町水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	
意見案 第 1 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について	原案可決	
意見案 第 2 号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	原案可決	
	議員の派遣について	承 認	
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務文教常任委員会） （産業福祉常任委員会） （議会運営委員会）	承 認	

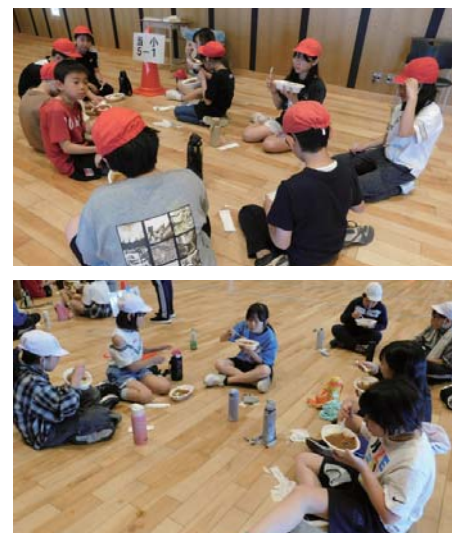
議案の採決結果

	片原議員	上杉議員	加藤議員	餌取議員	善光議員	深谷議員	西川議員	岸山議員	澤田副議長	中港議長
第3回臨時会										
議案第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
第2回定例会										
議案第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第8号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第9号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第10号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第11号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第12号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第13号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第14号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
意見案第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
意見案第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

○=賛成 ×=反対 欠=欠席

ただし、議長は職務上、採決に参加していません。

(議席順)



議

会

の

う

ご

き

5月13日 ⇨ 8月12日

議会の傍聴や、
議事堂の見学を
してみませんか。

田んぼの学校 田植え



- | | | | |
|--|---|--|---|
| <p>5月</p> <p>14日 上川町村議会事務局長会総会
(局長⇒旭川市)</p> <p>22日 職員研修会・事務担当者会議
(係長⇒札幌市)</p> <p>23日 上川中央部市・町議会議長定例会議
(議長⇒上川町)</p> <p>24日 当麻中学校体育大会</p> <p>26日 上川中央部町議会事務局職員研修会
(係長⇒東川町)</p> <p>27日 田んぼの学校田植え</p> <p>28日 生涯学習推進会議
(議長・総文委員長)</p> <p>29日 上川中央部町議会事務局長会議
(局長⇒美瑛町)</p> <p>森林組合通常総会
(議長・産福委員長)</p> <p>31日 当麻小学校運動会
(議長⇒旭川市)</p> <p>石狩川水系忠別川総合水防演習</p> | <p>6月</p> <p>2日 全員協議会</p> <p>4日 総務文教常任委員会</p> <p>5日 産業福祉常任委員会</p> <p>6日 上川地方総合開発期成会定期総会及び専門部会 (議長⇒旭川市)</p> <p>8日 宇園別地区大運動会</p> <p>10日 北海道町村議会議長会定期総会、
議長・事務局長研修会
(議長・局長⇒札幌市)</p> <p>11日 議会運営委員会
(議会運営)</p> <p>13日 全町老人レクリエーション大会
大雪消防組合議会臨時会
(組合議員⇒美瑛町)</p> <p>14日 当麻幼稚園親子運動会</p> <p>19日 第2回定例会
全員協議会
議会報編集特別委員会</p> | <p>7月</p> <p>4日 議会報編集特別委員会</p> <p>6日 当麻消防演習</p> <p>8日 北海道町村議会議員研修会
(札幌市)</p> <p>16日 第4回臨時会
全員協議会</p> <p>23日 議会報編集特別委員会</p> <p>30日 議会報編集特別委員会 (リモート)</p> | <p>8月</p> <p>7・8日 常任委員会合同所管事務調査
(共和町・泊村)</p> |
|--|---|--|---|

表紙

当麻小学校運動会(5月31日)

6年生最後の運動会。練習の
成果を発揮し、全力でがんばり
ました。

編集

議会報編集特別委員会

委員長	西川 泰弘
副委員長	餌取 秀信
委員	岸山 尚弘
委員	上杉 達則

今号から議会報編集特別委員
会も新体制となりました。新委
員を迎え、新たな気持ちで紙面
づくりを行っていきます。
どうぞよろしくお願いいたし
ます。

